

# NEWS *Club* OA

## 第10号

今さら聞けない？  
正しい税理士の選び方

税理士

宮本 朋彬



2024年9月24日発行

こんにちは。税理士の宮本朋彬です。

近年、起業する人が増えてきており、気軽に事業を始められる時代が参りました。そんな中、「色々な人から税理士に相談しろといわれるけど、そもそも税理士って何をやる人なの？」と疑問を持たれる方が多いようです。今回は税理士について簡単にご紹介いたします。

## 1. 税理士ってどんな人？

税理士とは、税務と会計の専門家です。税務とは、申告書類等の作成とその申告の代理、それらについて相談を受ける税務相談をいいます。会計とは、財務諸表等の会計書類の作成、それらの書類に基づいてアドバイスやコンサルティングをする事です。税理士は主にこの二つの業務をもって、人々を支援している人たちです。

## 2. 独占業務

税理士の業務については先述の通りですが、その中で特筆すべきは税務の業務です。

税務の業務は税理士にのみ許されている独占業務となります。

この業務を行うためには、税理士資格を取得した上で、日本税理士会連合会に税理士として登録をする必要があります。登録のない者が税務業務を行った場合には、にせ税理士行為として罰せられます。

時折、申告書を友だちなど税理士でない人に作ってもらった話を耳にすることがあります。非常にリスクのある行為なのでご自身で作成するか、税理士に委託するようにしましょう。

## 3. 税理士に頼めること

税理士に持ち掛けられる相談は多岐にわたります。事業者の方々については、会計書類の基となる帳簿を作成する記帳代行や作成した会計書類から事業計画書や収支計画書を提供し、彼らの資金繰りや今後の展望について助言します。

一方で、事業者でない方々についても、親族の方が亡くなられた場合には相続税の申告に係る相談や遺産分割協議書の作成などの支援を行います。また、相続を見据えたライフプランについての相談や相続税の対策相談なども税理士の対応できる内容です。従って、税理士は事業のみならず家計についても相談できるお金や財産の専門家であるといえます。

今回は税理士の業務や職域について紹介いたしました。本稿が読者が税理士を選ぶ際の一助になれば幸いです。

宮本